

徳山青果精算株式会社の平成 29 事業年度の決算に関する書類の提出について

徳山青果精算株式会社の平成 29 事業年度の決算に関する書類を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項及び市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成 25 年周南市条例第 7 号）第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

平成 30 年 9 月 4 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎